

令和7年8月分

令和7年10月3日発行

ハローワークちば

賃金情報

☆ 職種別求人・求職・賃金バランスシート

☆ 産業別求人賃金一覧表

8月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆ 中途採用時賃金

令和7年4月～令和7年6月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 新規学校卒業者初任給情報

令和7年3月～令和7年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

☆ 地域別最低賃金改定状況（全国）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉公共職業安定所

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3

TEL 043-242-1181

FAX 043-242-1162

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉

2025年08月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金
			上限	下限						上限	下限	
9,883	7,589	1.30	311,214	241,812	250,690	職 業 計	5,054	4,606	1.10	1,351	1,242	1,212
26	44	0.59	388,000	298,000	347,143	A管理的職業従事者	2	7	0.29	0	0	1,500
0	0	-	0	0	0	01管理的公務員	0	1	-	0	0	0
8	7	1.14	0	0	400,000	02法人・団体役員	0	0	-	0	0	0
18	31	0.58	388,000	298,000	338,333	03法人・団体管理職員	2	3	0.67	0	0	0
0	6	-	0	0	0	04その他の管理的職業従事者	0	3	-	0	0	1,500
2,217	1,189	1.86	378,181	271,380	275,676	B専門的・技術的職業従事者	707	499	1.42	1,713	1,490	1,405
9	11	0.82	301,040	262,357	0	05研究者	0	0	-	0	0	0
0	2	-	0	0	240,000	06農林水産技術者	0	1	-	0	0	0
67	42	1.60	398,172	248,857	341,667	07製造技術者(開発)	2	6	0.33	0	0	0
44	64	0.69	413,228	265,476	243,000	08製造技術者(開発を除く)	8	12	0.67	1,200	1,200	1,150
400	72	5.56	531,344	353,613	303,571	09建築・土木・測量技術者	0	17	-	0	0	1,750
464	260	1.78	451,126	246,477	264,000	10情報処理・通信技術者	4	29	0.14	1,600	1,150	1,263
34	12	2.83	469,246	347,867	300,000	11その他の技術者	1	4	0.25	0	0	3,000
59	10	5.90	408,922	321,214	1,000,000	12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	25	22	1.14	2,514	2,214	1,825
257	114	2.25	321,453	255,045	268,519	13保健師、助産師、看護師	249	113	2.20	1,881	1,678	1,525
117	50	2.34	321,132	257,095	257,500	14医療技術者	92	27	3.41	1,758	1,587	1,450
95	52	1.83	268,363	235,808	257,500	15その他の保健医療従事者	37	29	1.28	1,502	1,347	1,150
565	158	3.58	285,795	243,709	258,571	16社会福祉専門職業従事者	240	109	2.20	1,519	1,253	1,216
1	1	1.00	0	0	0	17法務従事者	1	0	-	1,390	1,080	0
10	19	0.53	322,233	263,567	525,000	18経営・金融・保険専門職業従事者	1	7	0.14	0	0	1,500
48	34	1.41	289,589	254,575	248,750	19教員	14	30	0.47	1,300	1,225	1,169
0	0	-	0	0	0	20宗教家	0	0	-	0	0	0
3	23	0.13	0	0	230,000	21著述家、記者、編集者	0	11	-	0	0	1,367
9	152	0.06	278,000	211,000	257,692	22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	8	34	0.24	1,290	1,090	0
1	5	0.20	0	0	0	23音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
34	108	0.31	313,146	251,064	255,000	24その他の専門的職業従事者	25	48	0.52	1,820	1,533	1,307
787	2,403	0.33	266,747	212,992	234,655	C事務従事者	734	1,390	0.53	1,305	1,235	1,258
477	1,947	0.24	257,184	213,049	230,182	25一般事務従事者	503	1,196	0.42	1,305	1,208	1,255
142	207	0.69	282,322	210,984	253,200	26会計事務従事者	104	65	1.60	1,335	1,330	1,447
29	37	0.78	266,476	218,389	316,667	27生産関連事務従事者	26	21	1.24	1,113	1,108	1,175
109	126	0.87	274,530	215,310	243,636	28営業・販売事務従事者	52	32	1.63	1,306	1,226	1,225
2	0	-	0	0	0	29外勤事務従事者	8	0	-	0	0	0
14	20	0.70	0	0	425,000	30運輸・郵便事務従事者	6	4	1.50	1,200	1,080	1,100
14	66	0.21	204,000	204,000	225,000	31事務用機器操作の職業	35	72	0.49	1,239	1,122	1,263
634	472	1.34	316,997	242,615	269,718	D販売従事者	209	237	0.88	1,324	1,213	1,136
163	190	0.86	335,257	235,089	226,190	32商品販売従事者	169	189	0.89	1,305	1,198	1,127
6	9	0.67	0	0	0	33販売類似職業従事者	14	7	2.00	1,275	1,175	1,100
465	273	1.70	307,767	246,420	288,000	34営業職業従事者	26	41	0.63	1,496	1,340	1,172
1,325	573	2.31	255,030	225,512	228,776	Eサービス職業従事者	1,521	469	3.24	1,305	1,188	1,149
3	0	-	250,000	190,000	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	0	5	-	0	0	1,200
599	181	3.31	252,953	220,327	234,483	36介護サービス職業従事者	679	114	5.96	1,354	1,216	1,212
78	34	2.29	242,047	199,452	216,000	37保健医療サービス職業従事者	64	17	3.76	1,307	1,201	1,250
62	46	1.35	283,333	236,667	233,333	38生活衛生サービス職業従事者	46	27	1.70	1,302	1,132	1,159
468	110	4.25	248,114	229,055	230,667	39飲食物調理従事者	377	141	2.67	1,275	1,160	1,126
73	86	0.85	346,840	278,062	261,538	40接客・給仕職業従事者	144	77	1.87	1,258	1,148	1,127
7	54	0.13	0	0	191,429	41居住施設・ビル等管理人	42	43	0.98	1,120	1,118	1,150
35	62	0.56	284,600	244,600	230,000	42その他のサービス職業従事者	169	45	3.76	1,349	1,268	1,135
1,885	66	28.56	248,708	225,632	224,118	F保安職業従事者	510	45	11.33	1,376	1,261	1,220
18	1	18.00	0	0	250,000	43自衛官	0	0	-	0	0	0
474	1	474.00	0	0	200,000	44司法警察職員	0	0	-	0	0	0
1,393	64	21.77	248,708	225,632	224,000	45その他の保安職業従事者	510	45	11.33	1,376	1,261	1,220
10	36	0.28	248,900	231,400	196,667	G農林漁業従事者	11	34	0.32	1,076	1,076	1,033
9	36	0.25	227,100	212,100	196,667	46農業従事者	11	33	0.33	1,076	1,076	1,033
1	0	-	292,500	270,000	0	47林業従事者	0	1	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	48漁業従事者	0	0	-	0	0	0
817	324	2.52	299,674	222,823	259,268	H生産工程従事者	170	91	1.87	1,248	1,128	1,183
8	9	0.89	273,440	230,720	233,333	49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	1	0	-	0	0	0
20	9	2.22	280,144	218,996	200,000	50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	8	2	4.00	1,260	1,220	0
3	7	0.43	254,400	254,400	0	51機械組立設備制御・監視従事者	0	0	-	0	0	0
83	48	1.73	304,904	229,485	254,286	52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	15	7	2.14	1,375	1,125	0
160	70	2.29	257,600	216,779	240,000	53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	97	49	1.98	1,219	1,108	1,140
103	26	3.96	331,710	218,374	316,667	54機械組立従事者	13	6	2.17	1,076	1,076	1,200
377	60	6.28	303,685	220,183	307,500	55機械整備・修理従事者	25	7	3.57	1,400	1,200	1,500
6	4	1.50	314,000	244,000	190,000	56製品検査従事者(金属製品)	0	1	-	0	0	0
14	8	1.75	0	0	193,333	57製品検査従事者(金属製品を除く)	8	7	1.14	1,200	1,140	1,100
7	6	1.17	264,745	264,745	200,000	58機械検査従事者	0	1	-	0	0	1,150
36	77	0.47	327,610	234,343	266,250	59生産関連・生産類似作業従事者	3	11	0.27	0	0	0
736	305	2.41	306,113	242,656	293,800	I輸送・機械運転従事者	294	108	2.72	1,229	1,171	1,145
0	1	-	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
591	180	3.28	320,671	247,718	292,813	61自動車運転従事者	266	79	3.37	1,215	1,166	1,131
5	2	2.50	252,907	252,907	1,200,000	62船舶・航空機運転従事者	0	1	-	0	0	1,076
52	51	1.02	244,218	237,968	233,750	63その他の輸送従事者	8	13	0.62	1,413	1,130	1,300
88	71	1.24	273,649	219,359	250,000	64定置・建設機械運転従事者	20	15	1.33	1,275	1,238	1,150
921	110	8.37	376,148	258,574	300,000	J建設・採掘従事者	19	20	0.95	1,667	1,250	1,150
193	20	9.65	398,896	277,679	0	65建設躯体工事従事者	0	4	-	0	0	0
206	34	6.06	357,429	253,750	337,500	66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	11	8	1.38	1,600	1,300	1,150
156	27	5.78	381,796	252,434	300,000	67電気工事従事者	4	2	2.00	0	0	0
366	29	12.62	374,541	259,135	270,000	68土木作業従事者	4	5	0.80	1,733	1,200	0
0	0	-	0	0	0	69採掘従事者	0	1	-	0	0	0
525	607	0.86	244,861	223,319	220,000	K運搬・清掃・包装等従事者	877	718	1.22	1,175	1,151	1,127
312	244	1.28	259,345	235,972	238,649	70運搬従事者	219	137	1.60	1,249	1,207	1,145
126	96	1.31	227,038	202,963	195,000	71清掃従事者	456	223	2.04	1,152	1,137	1,111
16	13	1.23	191,250	191,250	0	72包装従事者	14	24	0.58	1,193	1,159	1,167
71	254	0.28	229,273	218,696	203,077	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	188	334	0.56	1,219	1,162	1,132

❖ 求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)。

❖ 求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金(税込み)の平均値。

有効求人・有効求職のバランス（令和7年8月分）

ハローワーク千葉

グラフ 1 常用

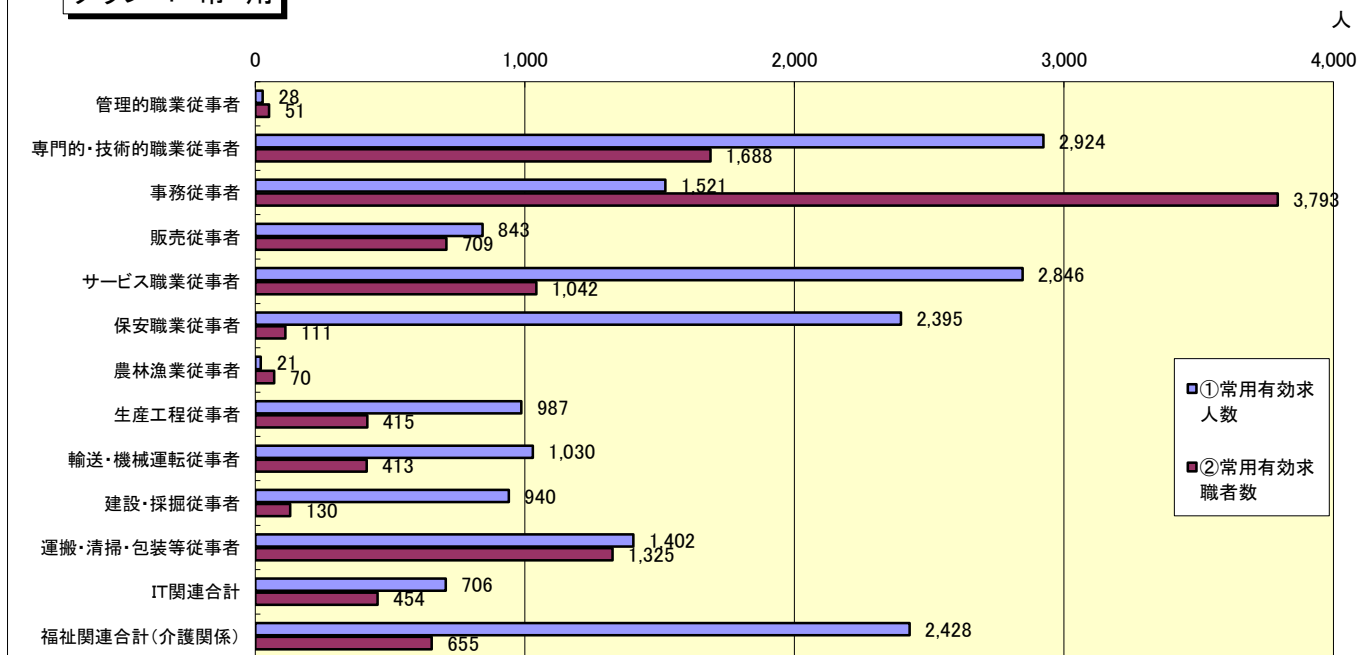
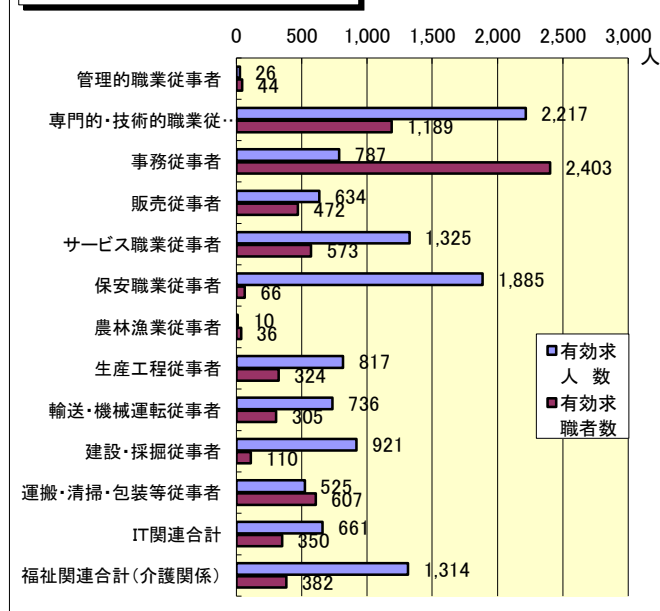


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率(常用)

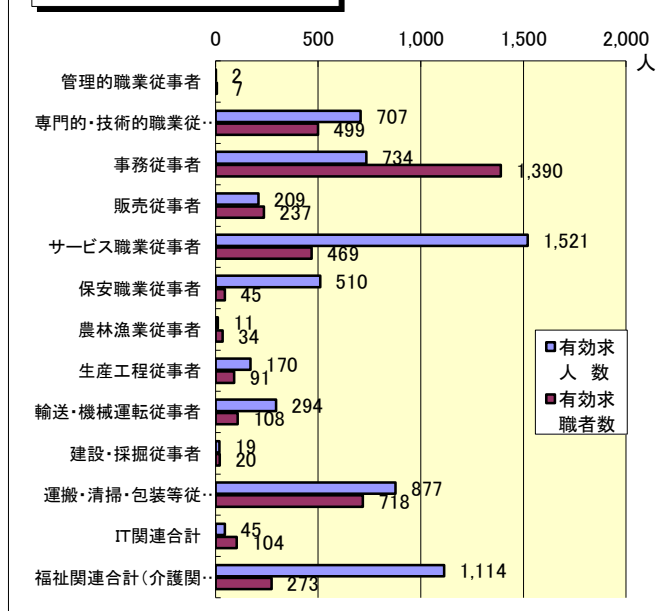
	①常用有効求人人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
合 計	14,937	9,747	1.53	9,883	6,129	1.61	5,054	3,618	1.40
管理的職業従事者	28	51	0.55	26	44	0.59	2	7	0.29
専門的・技術的職業従事者	2,924	1,688	1.73	2,217	1,189	1.86	707	499	1.42
事務従事者	1,521	3,793	0.40	787	2,403	0.33	734	1,390	0.53
販売従事者	843	709	1.19	634	472	1.34	209	237	0.88
サービス職業従事者	2,846	1,042	2.73	1,325	573	2.31	1,521	469	3.24
保安職業従事者	2,395	111	21.58	1,885	66	28.56	510	45	11.33
農林漁業従事者	21	70	0.30	10	36	0.28	11	34	0.32
生産工程従事者	987	415	2.38	817	324	2.52	170	91	1.87
輸送・機械運転従事者	1,030	413	2.49	736	305	2.41	294	108	2.72
建設・採掘従事者	940	130	7.23	921	110	8.37	19	20	0.95
運搬・清掃・包装等従事者	1,402	1,325	1.06	525	607	0.86	877	718	1.22
IT関連合計	706	454	1.56	661	350	1.89	45	104	0.43
福祉関連合計(介護関係)	2,428	655	3.71	1,314	382	3.44	1,114	273	4.08

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産業別求人賃金一覧表

令和7年8月分

ハローワーク千葉

産 業 別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	341,000	1,260
総合工事業	340,000	1,280
E 製造業	270,000	1,220
食料品製造業	268,000	1,210
繊維工業業	230,000	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	－	1,140
印刷・同関連業	249,000	1,150
化学工業業	－	－
プラスチック製品製造業	207,000	－
金属製品製造業	267,000	1,150
生産用機械器具製造業	289,000	1,250
電気機械器具製造業	－	1,120
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	251,000	1,080
輸送用機械器具製造業	306,000	1,300
（自動車・同附属品製造業）	279,000	1,300
（精密機械器具等）	190,000	－
その他の製造業	328,000	1,600
G 情報通信業	342,000	1,230
H 運輸業，郵便業	274,000	1,290
I 卸売業，小売業	259,000	1,280
卸売業	260,000	1,190
小売業	258,000	1,290
J 金融業，保険業	279,000	1,350
K 不動産業，物品賃貸業	259,000	1,230
M 宿泊業，飲食サービス業	249,000	1,250
宿泊業	309,000	1,210
飲食店	375,000	1,180
O 教育，学習支援業	262,000	1,400
P 医療，福祉	252,000	1,360
医療業	255,000	1,530
社会保険・社会福祉・介護事業	251,000	1,320
Q 複合サービス事業	252,000	1,210
R サービス業（他に分類されないもの）	242,000	1,210

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中途採用時賃金月額

【令和7年4月～令和7年6月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数 (単位:人)
産業別	農業、林業、漁業	225	201	209	219	231	227	240	237	301	223	225	174	319
	鉱業、採石業、砂利採取業	309	0	0	283	0	285	235	300	0	392	287	0	11
	建設業	273	221	237	258	271	289	296	302	306	316	302	258	4,530
	製造業	264	203	228	244	261	274	276	290	298	308	326	246	3,044
	電気・ガス・熱供給・水道業	304	300	257	276	289	315	335	233	0	586	370	0	53
	情報通信業	285	212	249	263	297	303	341	360	281	426	320	368	415
	運輸業、郵便業	270	218	244	258	271	282	280	293	281	283	268	224	3,128
	卸売業、小売業	259	209	222	251	266	266	281	278	275	293	292	238	3,651
	金融業、保険業	271	294	217	233	275	265	264	275	270	366	365	266	325
	不動産業、物品賃貸業	275	186	249	253	269	283	270	301	316	354	288	291	807
	学術研究、専門・技術サービス業	308	212	234	267	294	331	336	349	376	417	369	272	1,350
	宿泊業、飲食サービス業	252	207	231	255	241	263	273	287	278	266	264	218	1,019
	生活関連サービス業、娯楽業	256	219	241	258	265	258	271	271	272	265	296	202	1,208
	教育、学習支援業	301	224	248	257	277	310	321	332	350	342	356	309	1,279
	医療、福祉	277	200	243	300	312	286	276	266	265	263	274	233	10,144
	複合サービス事業	234	203	208	227	241	240	263	236	250	271	232	192	95
	サービス業(他に分類されないもの)	244	195	229	240	249	254	266	263	268	255	251	193	3,151
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	265	125	226	247	223	308	218	249	213	174	304	219	246
職業別	専門的・技術的職業	303	212	247	309	328	317	307	309	308	321	331	298	9,218
	管理的職業	336	206	248	278	280	296	343	365	393	440	412	278	810
	事務的職業	273	204	235	251	271	272	281	275	291	340	319	255	4,608
	販売の職業	253	210	224	243	259	267	272	271	272	260	262	239	2,024
	サービスの職業	244	198	233	238	250	255	257	257	256	251	254	203	8,797
	保安の職業	220	217	238	226	225	262	245	215	224	228	244	175	442
	農林漁業の職業	229	201	220	219	253	238	240	241	254	206	282	196	308
	運輸・通信の職業	264	221	240	260	266	272	279	282	275	268	255	215	3,082
	生産工程・労務の職業	259	217	230	250	259	274	279	282	285	288	277	246	5,486
規模別	4人以下	262	213	232	255	263	281	275	280	277	274	271	233	3,601
	5～29人	261	216	232	252	266	269	271	274	281	280	278	229	10,907
	30～99人	261	207	232	252	263	271	272	280	281	283	285	221	8,187
	100～299人	277	214	237	256	270	284	296	294	300	335	316	279	5,131
	300～499人	282	205	241	280	294	289	301	306	288	321	305	286	1,863
	500～999人	302	191	255	321	340	323	308	303	307	296	314	205	2,472
	1,000人以上	290	202	239	317	358	305	319	289	261	266	284	265	2,614

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 [令和7年3月卒業者]

千葉県労働局
月額(単位:千円)

産業・職業・規模別		学歴別	中 学	高 校	短 大	大 学
合 計			183	211	226	250
産 業 別	農業、林業、漁業		－	201	223	231
	鉱業、採石業、砂利採取業		－	* 198	－	* 241
	建設業	*	172	228	236	268
	製造業		－	210	222	249
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	212	* 265	253
	情報通信業		－	220	213	243
	運輸業、郵便業		－	218	222	248
	卸売業、小売業	*	189	208	212	241
	金融業、保険業		－	215	* 214	249
	不動産業、物品賃貸業	*	200	213	220	257
	学術研究、専門・技術サービス業		－	210	221	244
	宿泊業、飲食サービス業	*	195	211	229	236
	生活関連サービス業、娯楽業		－	209	223	240
	教育、学習支援業		－	202	237	262
	医療、福祉	*	196	203	231	255
	複合サービス事業		－	200	* 213	227
	サービス業(他に分類されないもの)		－	218	218	246
	公務(他に分類されるものを除く)、その他		－	－	－	* 239
職 業 別	専門的・技術的職業	*	190	211	231	256
	管理的職業		－	215	226	298
	事務的職業		－	208	213	246
	販売の職業		－	211	216	244
	サービスの職業	*	203	208	227	241
	保安の職業	*	200	222	222	237
	農林漁業の職業		－	* 205	221	225
	運輸・通信の職業	*	190	217	216	241
	生産工程・労務の職業	*	164	214	225	246
規 模 別	29人以下	*	171	211	227	243
	30人～99人	*	200	210	227	249
	100人～299人		－	210	226	248
	300人以上		－	213	224	251
対 象 人 員			12	2,666	2,107	6,228

(注) 賃金欄の「*」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

千葉県最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889 円)は、令和 7 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,147	令和 6.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 *鉄鋼業の特定最低賃金額は、令和 7 年度改正の見込みであり今後審議の予定です。
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922 円)は、令和 7 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,140 ※注②	令和 7.10.3	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務 *電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金額は、令和 7 年度改正の見込みであり今後審議の予定です。
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887 円)は、令和 7 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注③	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848 円)は、令和 7 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	自動車（新車）小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922 円)は、令和 7 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、特定最低賃金（令和 6 年 12 月 25 日効力発生の 1,105 円）が適用されていますが、令和 7 年 10 月 3 日効力発生の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金額を千葉県最低賃金額が上回るため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。なお特定最低賃金額は令和 7 年度に改正の見込みであり、今後審議の予定です。

※注③ 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、

1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328

または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省
最低賃金特設サイト



千葉労働局



労働基準監督署

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	令和7年 10月4日
青 森	1,029 (953)	76	令和7年 11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	令和7年 12月1日
宮 城	1,038 (973)	65	令和7年 10月4日
秋 田	1,031 (951)	80	令和8年 3月31日
山 形	1,032 (955)	77	令和7年 12月23日
福 島	1,033 (955)	78	令和8年 1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	令和7年 10月12日
栃 木	1,068 (1,004)	64	令和7年 10月1日
群 馬	1,063 (985)	78	令和8年 3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	令和7年 11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	令和7年 10月3日
東 京	1,226 (1,163)	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	令和7年 10月4日
新 潟	1,050 (985)	65	令和7年 10月2日
富 山	1,062 (998)	64	令和7年 10月12日
石 川	1,054 (984)	70	令和7年 10月8日
福 井	1,053 (984)	69	令和7年 10月8日
山 梨	1,052 (988)	64	令和7年 12月1日
長 野	1,061 (998)	63	令和7年 10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	令和7年 10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	令和7年 11月1日
愛 知	1,140 (1,077)	63	令和7年 10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	令和7年 11月21日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋 賀	1,080 (1,017)	63	令和7年 10月5日
京 都	1,122 (1,058)	64	令和7年 11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	令和7年 10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	令和7年 10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	令和7年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	令和7年 11月1日
鳥 取	1,030 (957)	73	令和7年 10月4日
島 根	1,033 (962)	71	令和7年 11月17日
岡 山	1,047 (982)	65	令和7年 12月1日
広 島	1,085 (1,020)	65	令和7年 11月1日
山 口	1,043 (979)	64	令和7年 10月16日
徳 島	1,046 (980)	66	令和8年 1月1日
香 川	1,036 (970)	66	令和7年 10月18日
愛 媛	1,033 (956)	77	令和7年 12月1日
高 知	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
福 岡	1,057 (992)	65	令和7年 11月16日
佐 賀	1,030 (956)	74	令和7年 11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	令和7年 12月1日
熊 本	1,034 (952)	82	令和8年 1月1日
大 分	1,035 (954)	81	令和8年 1月1日
宮 崎	1,023 (952)	71	令和7年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	令和7年 11月1日
沖 縄	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
全国加重平均額	1,121 (1,055)	66	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度

検 索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検 索